

今治市子ども・子育て会議

未来子育て部会

会議次第

日時 令和3年8月24日(火)

14時00分から15時30分(予定)

場所 今治市役所 第1別館10階 101会議室

1 開会

2 議題

○部会長の選任について

○今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」(仮称)の創設計画の策定について

3 その他

4 閉会

資料 1

未来子育て部会について（設置概要等）

令和3年7月20日開催の今治市子ども・子育て会議にて設置承認

1 目的

今治市子ども・子育て支援事業計画の施策展開の中で、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図りながら、妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制の実現に向けた取組や子育て家庭への経済的支援などに取り組んでいるところであるが、子育て支援事業は担当が複数部署にわたっており、情報共有や連携を図りながら対応している現状にあり、今後ますます多種多様化の進む子育て世帯に対する支援体制を構築するためには、組織の抜本的な見直しが喫緊の課題となっている。

そのため、切れ目ない強固な子育て支援を包括的に行う、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」（仮称）の創設に向け、計画等の審議・検証等を目的とする。

2 職務

今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」（仮称）の創設計画を策定するため、計画等の審議、進捗状況の検証等を行う。

3 部会委員・任期

子ども・子育て会議会長が指名する委員又は市長が必要と認める臨時委員で構成。

未就学児童世帯に関わる子ども・子育て会議委員を中心に選定。

※会議会長、会議委員3、臨時委員2（6名）

任期：令和3年7月20日～令和4年3月31日

※他部会については、子ども・子育て会議委員の任期（現在はR.元.10.1～R3.9.30の2年）に合わせた委嘱としているが、本部会は、特例的な内容のものもあり、年度ごとの任期としている。

※ただし、子ども・子育て会議の現在委員の任期が令和3年9月30日のため、臨時委員以外の委嘱は、各団体からの委員に交代がある場合は、令和3年10月1日以降分の委嘱をあらためて行う。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 令和3年7月20日 | 令和3年第1回子ども・子育て会議にて部会設置の報告・承認 |
| 令和3年8月24日 | 第1回部会 計画策定スケジュール説明等の説明 |
| 令和3年11月中旬 | 第2回部会 計画原案に対する意見 |
| 令和4年2月中旬 | 第3回部会 計画承認及び会議報告 |

※創設計画策定の全体スケジュール・組織図は別紙のとおり。

【参考】

(1) ネウボラとは

フィンランド語で“相談の場”という意味。行政が、妊娠や出産、子育ての支援をする拠点で、日本でいう保健センターのようなもの。

各自治体の取り組みは様々ではあるが、各家庭に担当保健師が付き、母子だけではない父親など家族全体への継続支援で信頼関係を築いていくのが特徴で、子育て世帯と行政を1本の強い「絆」結び、虐待などの問題の早期発見にも繋がる取り組みともいわれている。

【本市でこれに位置付けされるもの】

◎子育て世代包括支援センター「マタニティコンシェル『ぱりハート』」

(中央保健センター内に設置)

【関連する相談・情報発信の仕組み】

◎子育て支援拠点事業所「ぱりっこ広場」等の利用者支援事業

(子育て支援コーディネーター(保育士 OB など)の常駐)

(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置

今治版ネウボラを議論するにあたり、子育て世代包括支援センターも含め、今後、連携が不可欠な機能。

子ども家庭総合支援拠点は子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められている。現在の子育て支援課内「こども家庭相談室」をベースに計画中。(※次頁イメージ図)

◆子ども家庭総合支援拠点について

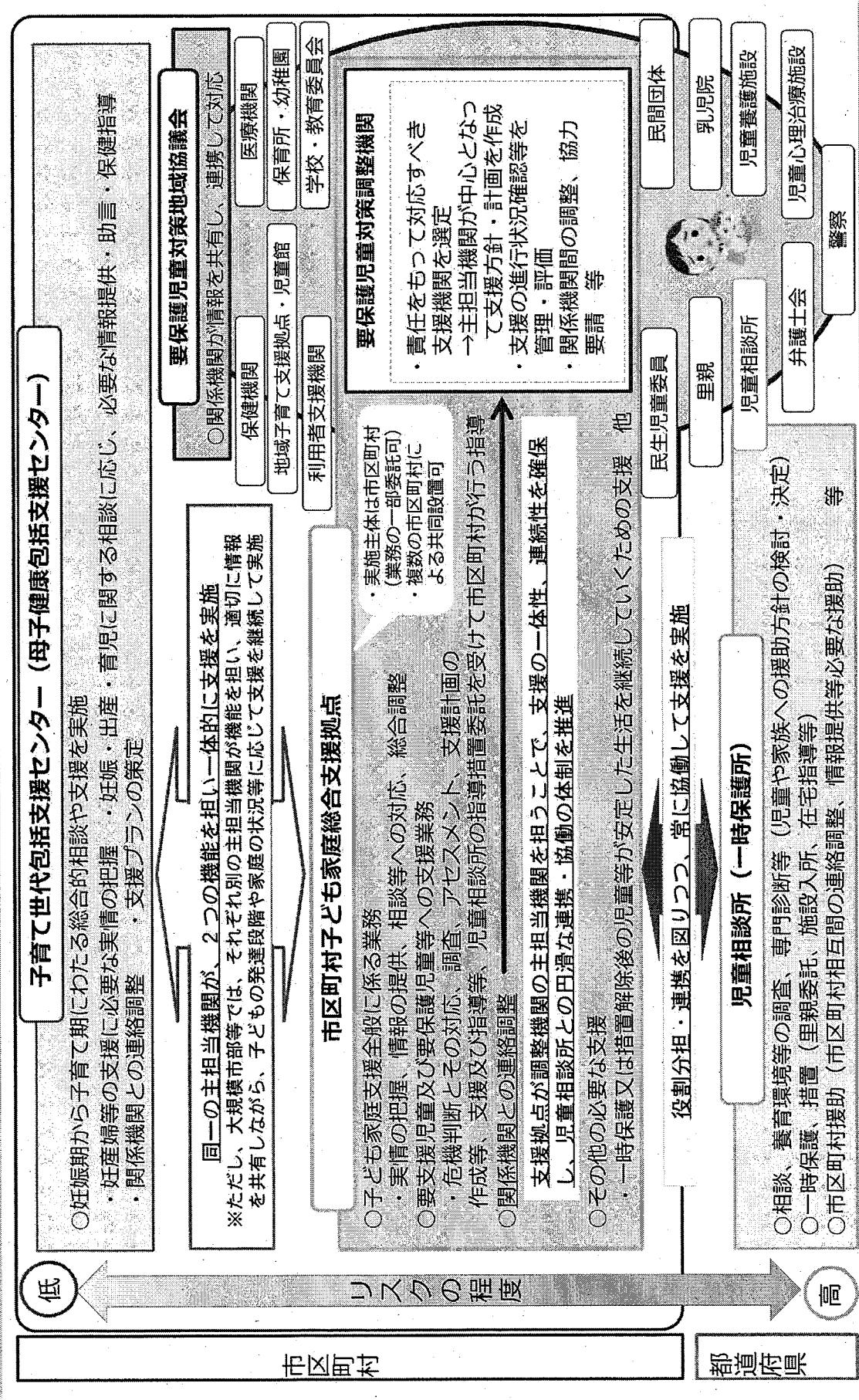
平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならぬことが規定された。管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。

平成30年12月「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が決定。新プランにおいては、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する計画となっている。

◆子育て世代包括支援センターについて

主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。

市区町村における必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

(3) 市長施政方針（抄）

Ⅲ 「ひとりひとり」が輝く今治をみんなで創出

1 女性が輝く、子供が輝くやさしいまち “今治”

取組の1つ目は、「女性が輝く、子供が輝くやさしいまち今治」についてあります。

「市民がまん中」の視点で、出産や子育て支援、女性の活躍支援を推進します。

本市の人口動態を見ますと、若年層や子育て世代の女性人口が流出している状況にあり、非常に強い危機感を覚えています。

今治市がこれから先も、持続可能な活力あるまちであり続けるために、若い世代に、女性に選ばれるまちへと、生まれ変わっていかなければなりません。「誰も悲しませない」「誰も一人にしない」、選挙戦を通じて訴えてきた私の政治姿勢の原点であります。

まずは、子育て中のお父さん、お母さん、妊娠中の女性たちの声を、子育て支援の充実に活かしていくための意見交換の場を作ります。

そしてこれを発展させる形で、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」の立ち上げに向け、検討を進めていきたいと考えております。

(4) 議会答弁（抄）

【質問】

女性が輝く、子供が輝くやさしいまち今治の実現について

- ・子育て支援の充実に向けた市長の思いについて

【答弁】

全国的な少子化の流れの中で、日本の出生者数は90万人を割り込み、令和元年が約86万人、令和2年が約84万人、今年もコロナ禍の影響で、さらに減少することが見込まれております。

本市においても出生数の減少が顕著であり、令和元年が895人、令和2年には841人と、年々減少の一途をたどっている状況にあります。

私は、こうした現状を大きな課題として捉えており、3月定例会の施政方針におきましても、若年層や子育て世代の女性人口の流出が続く今の状況に、強い危機感を持ち、これから先、今治市が持続可能な活力あるまちであり続けるためには、若い世代、女性に選ばれるまちへと生まれ変わっていかなければならないと申し上げました。

コロナ禍で困難な社会情勢にあっても、安心して子どもを産み、育てることができる環境を作つていかなければという思いで、今議会において、子育て世帯を応援する、様々な施策の充実を図ったところでございます。

まずは、今治版ネウボラの創設に向けた検討を進めていく中で、仮称でございますが、お母さん会議を立ち上げ、実際にどういった支援が求められているのか、子育て中の皆さんと一緒に考えてまいります。

さらに、できるところから環境を整えていくために、産後間もないお母さん方にゆっくりと心身を休めていただく産後ケア事業を、より利用しやすい制度へと見直しました。また、これらのほかにも、子どものインフルエンザ予防接種費の助成、子どもが真ん中応援券事業、子育て支援アプリの導入など、様々な子育て支援の充実を図ったところでございます。

先日、乳児を連れて市役所を訪れたお母さんから、「おむつ交換場所や授乳室が少ないのではないか」と

いですか。」といったご意見をいただき、さっそく、庁舎管理の担当に指示し、本館1階と第1別館4階に簡易なおむつ交換所と授乳室を設置させていただきました。市民の声を聴き、できることはスピード感をもってお応えすることが、市民が真ん中の理念でもございまして、こうした子育て世帯や妊娠中の女性、地域で子育て支援に携わる方々の生の声を、しっかりと伺い、本市の子育て支援策に反映していかなければなりません。

子育て中のお父さん、お母さん方には、まだまだお困りのことがたくさんあると思います。

そのためにも、今、子育て世代が何を求めているか、どういった施策が必要か、しっかりと検証するためにも、地域子育て支援拠点施設でのウェブアンケートの実施や若手職員によるプロジェクトチームでの検討など、様々なツールを使って、子育て世代の声や意見を集約してまいりたいと考えております。

今後も、「女性が輝く、子供が輝くやさしいまち今治」の実現に向けて、「市民が真ん中」の視点で子育て世代に真摯に寄り添い、妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じた、きめ細かで切れ目のない支援の充実を図って参りますと共に、未来を担う子どもたちを育む、「今治で子どもを産みたい、今治で子どもを産んでよかったですと、子育て分野で選ばれるまち、今治を全力で目指してまいります。

【質問】

児童館について

- ・本町、枝堀児童館について
- ・今後の計画について

【答弁】

本市の児童館では、「児童、子育て世代、地域の関係性を構築し、幸福度の高い地域社会を実現する。」という基本理念のもと、児童の個別及び集団活動の指導に関することや、地域活動の援助に関することなどを様々な遊びのプログラム等で実践しております。

現在、本市には、7つの児童館がございますが、そのうち、枝堀児童館は昭和45年に供用開始し、今年で築51年、本町児童館は昭和50年に供用開始し、今年で築46年となる旧耐震基準の施設であり、施設の老朽化が進んでおります。その他の児童館についても老朽化が進んでいることや、施設が偏在していることなどから、今後の施設の更新や施設の在り方、管理運営の形態などについて、早急な検討が必要であると考えているところでございます。

また、子育て支援の中心となる施設につきましては、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない強固な子育て支援を、包括的に行う今治版ネウボラの拠点として、子どもも大人も楽しめる施設整備の観点からも、この度設置しましたプロジェクトチームにおいて検討を進めてまいります。

【質問】

女性の相談体制について

- ・本市担当課における女性相談件数、及びDV等被害の認知件数について
- ・地域女性活躍推進交付金を活用した相談体制の強化の可能性と今後の見通しについて

【答弁】

「本市担当課における女性相談件数、及びDV等被害の認知件数について」、お答えいたします。

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅時間が増加する中で、生活不安やストレスにより配偶者等からの暴力やDVの増加が問題になっています。

このような問題に対応するため、本市においては、子育て支援課内に、こども家庭相談室を設置し、女性やこども、家庭などの様々な相談に応じています。

相談室は7人体制で、室長、保育士、婦人相談員、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員各1人と保健師2人の専門職を配置し、関係機関と連携しながら相談者に寄り添った相談体制を構築しています。

今治市における令和2年度の女性相談件数は599件であり、相談内容の内訳としましては、DV相談87件、家族以外からの暴力18件、離婚問題133件、子ども関係55件、経済問題119件、その他187件でございます。

コロナ禍前の平成31年度の女性相談件数は674件でございましたので、コロナ禍前の平成31年度と令和2年度の比較においては減少している状況でございます。

次に、「地域女性活躍推進交付金を活用した相談体制の強化の可能性と今後の見通しについて」、でございます。

地方自治体は、すべての子どもの権利を擁護するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談体制のさらなる強化のため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めるものとされております。

本市においては、現在のこども家庭相談室に、計画的に職員を配置し、専門職員の育成や相談体制を拡充することにより、一貫した相談業務及び実態の把握を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指しているところでございます。

また、ご提言をいただきました「地域女性活躍推進交付金の活用」につきましては、相談体制等の整備において検討してまいりますとともに、様々な交付金や補助メニューの中から目的に沿った有利な財源を活用してまいります。

【質問】

今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」（仮称）と子ども家庭総合支援拠点との関係性について

【答弁】

「子ども家庭総合支援拠点」を設置する場合、婦人相談、母子・父子自立支援相談、家庭児童相談などの「こども家庭相談室」の機能を包含するため、この相談室を核として拡充していくことになります。

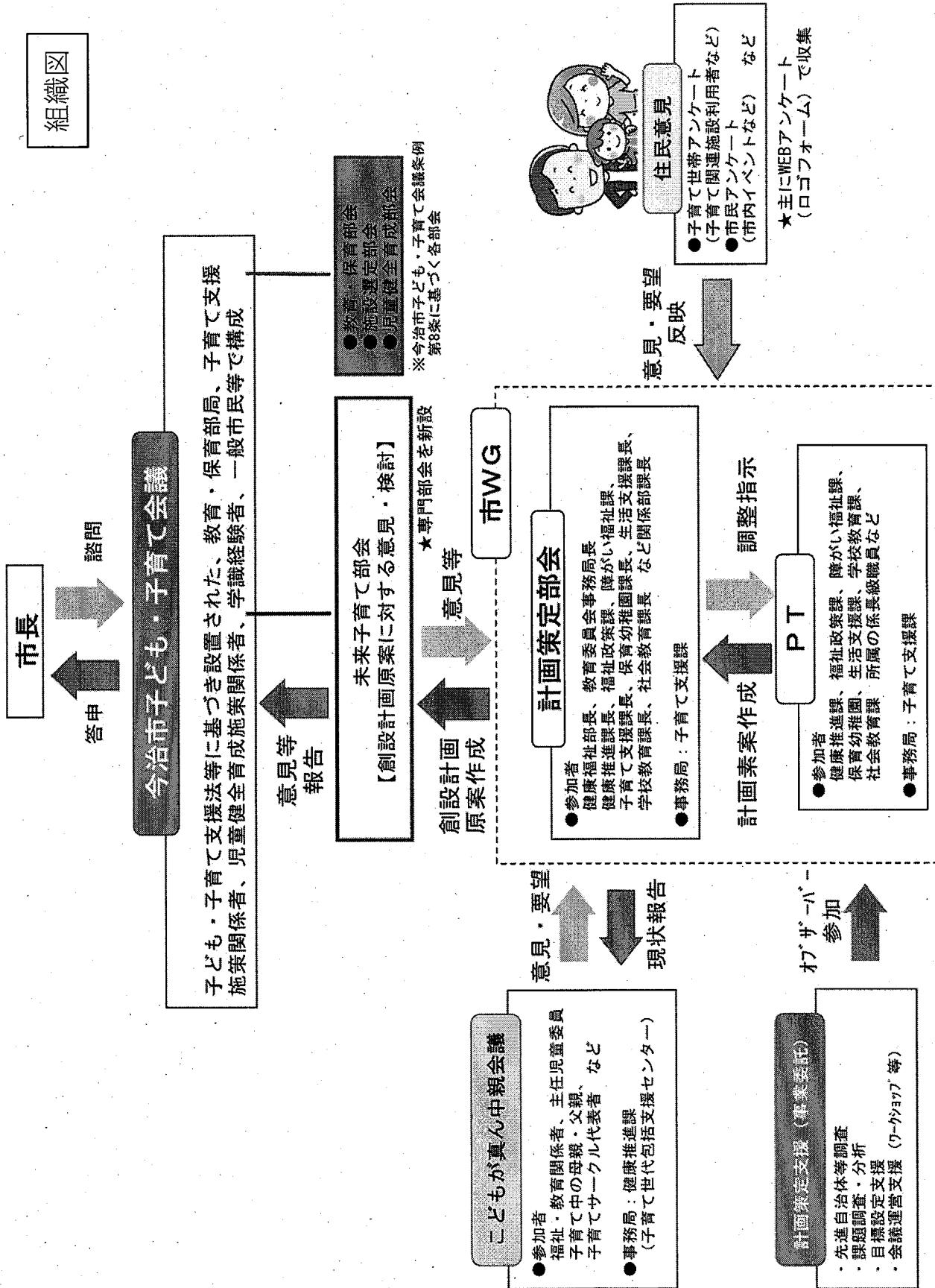
一方、「子ども家庭総合支援拠点」は、特定妊婦等を対象とした相談支援の役割も担っており、「子育て世代包括支援センター」と一体的な支援を実施することが求められています。

今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の組織や体制については、相談支援の強化といった視点を十分に考慮しながら、今後の計画策定の中で、検討を進めてまいります。

資料2 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」（仮称）の創設計画策定スケジュール

会議等	時期	R3. 6	R3. 7	R3. 8	R3. 9	R3. 10	R3. 11	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3
附属機関	子ども・子育て会議 未来子育て部会 (仮称)	R3. 7. 20 機構創設計画 の部会新設	R3. 8. 24 計画策定及び シール説明等						● 部会開催報告	● 市長答申	
意見 收集要望	子どもが真ん中 親会議	8/17-23・31 旧市・陸地・ 島しょ部で各 開催	計画要素 (概要) 意見、要 望				● 計画原案 (中間) 意見			● 計画承認及び 本会議報告	
P T 市 W G	計画策定部会					● 計画要素 調整指示	● 計画原案 (中間) 作成			● 計画原案確定	
	R3. 6. 22 ・カジュール ・現況説明	R3. 7. 29 ・母子保健事 業などの現状	R3. 8. 31 ・意見交換 ・ワーキング		● 計画要素作成	● 計画要素(調 整指示後) 作 成	● 計画原案(中 間意見後) 作 成		● 計画原案(中 間意見後) 作 成		
	職員等研修				● 先進地自治体 関係者講演会						
	先進地視察				● 中部方面			● 関東方面			
外部事業者	計画策定業務委 託(株式よいうせ い四国支社)										各業務の実施 (現状の課題の整理・分析、ヒアリング調査、目標設定等、計画案の策定支援、会議の実施支援) ・入札準備 ・入札7/28 ・契約7/28

資料2 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」（仮称）の創設計画策定スケジュール



今治版ネウボラ「未来子育て支援機構」(仮称)の創設計画策定について

1 計画策定の組織における各セクションの状況

(1) プロジェクトチーム

【開催状況】

第1回 (6/22) ネウボラとは、ネウボラについての研修、事務局としての意向

第2回 (7/28) 母子保健事業・子育て世代包括支援センター事業について座学、意見交換

第3回 (8/31) 目指すべきところはどこか、課題の抽出 (グループワーク)。

※第3回については、母子、発達支援に至るまでのつなぎ、保育所から学校につなぐときの連携など、「連携」、「つなぎ」をキーワードに、小グループで議論を深める予定。

(2) 子どもが真ん中親会議

子育てサークル代表や妊婦、子育て中の父母から意見を聞く座談会。(健康推進課担当)

旧市、陸地、島しょ部それぞれで8月に1回目を開催。

【主な意見及び課題】

◎子育て支援施策を知らない、知る機会がない。

◎(特に第1子)子育てに不安を感じる。相談相手がない。

→コロナも相まって閉じこもりがちの子育て世帯も多いかもしれないが、赤ちゃん訪問や保健センター・各支所での健診、子育て支援拠点など、相談する入り口(機会・施設)は少なくない中、情報発信不足と言えるのでは。(量・内容・ツール)

◎子育て栄養管理を頑張る一方で、自分自身の体調・栄養管理の面が不安。

→親の健康管理やリフレッシュに関する施策の充実がニーズとしてある。

(3) 住民意見

子育て支援課でWEBアンケートを実施。約500件の回答。(集計整理中)

(4) 計画策定支援業務

徳島県四国支社に業務委託。

本市の子育て支援事業の現状整理・分析、関連団体へのヒアリング等による課題整理や先進自治体の事例調査、計画原案の作成など。

なお、先進自治体の事例調査(30件)については、以下の内容を中心に調査する。

- ・子育て支援の視点で連携した組織の取組状況にみる事例(日本版ネウボラの一般的事例)
- ・子ども家庭総合支援拠点の取組状況にみる事例
- ・外部団体(NPO等)の活用で効果を上げている事例

2 計画策定の方向性（事務局案）

現在の母子保健事業（子育て世代包括支援センター含む）、子育て支援、教育、その他関係各課の子どもに関わる事業をはじめ、今後開設が予定されている「子ども家庭総合支援拠点」の役割も含め、今治版ネウボラの創設計画を議論・策定にあたる課題等は、以下のとおりと考える。

（1）施策範囲と見直し

①子どもの対象年齢

- ・就学前児童まで（小学校に入学するまで） → 従来の日本版ネウボラの範囲で施策改良
- ・小学生まで（就学時の引継ぎや、健全育成もより範囲とする）
→ 女性の社会参加や転入してくる子育て世帯のこともより考えるため
- ・中学生まで（義務教育期間まで） → 教育環境の充実を含めた範囲とするため

②対象分野

母子保健、子育て支援、障がい福祉、教育、雇用、経済的支援、地域、住宅、交通

③施策の見直し

- ・手厚い乳幼児支援の検討（訪問回数やアプローチの見直し、障がい児支援など）
- ・子育て支援事業の利用率を上げるために広報強化

（2）組織体制のあり方

健康推進課、福祉政策課、障がい福祉課、保育幼稚園課、生活支援課、学校教育課等において様々な事業を展開しているが、組織改編も視野に検討する必要がある。

- ・子育て支援施策の一元化（子育て関係手続等のワンストップ）
- ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の連携体制

（3）施策及び組織体制の見直しに伴う、必要な子育て支援施設の検討

- ・子育て関係手続等のワンストップ機能。（手続・相談・その他）
- ・児童センター設置の検討。
- ・子どもも大人も楽しめる子育て支援施設の検討。